



発行 東京都

目次

83

条 例

○東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例……（総務局）…

条例のあらまし

●東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例（条例第八二号）

一 新型コロナウイルス感染症に対する措置の強化を図るため、所要の改正を行います。

（一）事業者に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための指針（以下「ガイドライン」という。）を遵守する努力義務を課します。

（二）集客施設を運営する事業者等に対し、ガイドラインを遵守していることを示す標章を施設の入り口等に掲示する努力義務を課します。

（三）都民に対し、標章が掲示されている施設の利用等に係る努力義務を課します。

（四）都民及び事業者に対し、施設、店舗等で新型コロナウイルス感染症の感染者が集団的に発生した場合等にインターネットを通じて通知されるサービス等を活用する努力義務を課します。

二 この条例は、令和二年八月一日から施行します。

条 例

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年七月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十二号

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例（令和二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「までの間」の下に「（以下「本部設置期間」という。）」を加える。
第三条第二項中「連携協力し」の下に「、島しょ等の地域の特性にも配慮しながら」を加える。

第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、第六条第一項中「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が法第二十二条第一項の規定に基づき設置された時から、法第二十五条の規定に基づき廃止されるまでの間」を「本部設置期間において」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

（ガイドラインの遵守等）

第五条 事業者は、本部設置期間において、都、国、特別区、市町村及び事業者が加入している団体等が定めた新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための指針（以下「ガイドライン」という。）を遵守するよう努めなければならない。

2 ガイドラインを作成した者は、当該ガイドラインを公表するとともに、その対象となる事業者に対し当該ガイドライン及び次条第一項に規定する標章を周知し、必要に応じて、当該ガイドラインの見直しを行うよう努めなければならない。

（標章の掲示等）

第六条 劇場、飲食店その他の集客施設を運営する事業者は、本部設置期間において、施設の入り口等利用者の見やすい場所にガイドラインに定める措置を遵守していることを示す知事が別に定める標章（以下単に「標章」という。）を掲示するよう努めな

ければならない。

2 催物等を主催する者は、本部設置期間において、当該催物等の実施に当たり、開催場所の入り口等来場者の見やすい場所に標章を掲示するよう努めなければならない。

3 都民は、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止の観点から、施設の利用及び催物等への参加に当たっては、標章が掲示されている施設の利用等に努めなければならない。

(通知サービス等の活用)

第七条 都民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の観点から、本部設置期間において、施設、店舗等で新型コロナウイルス感染症の感染者が集団的に発生した場合等にインターネットを通じて通知されるサービス等の活用に努めなければならない。

附 則

この条例は、令和二年八月一日から施行する。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

